

別記実施基準

優良雌子牛保留臨時対策実施基準

第1 目的及び内容

しまね和牛の産地拡大のため、産肉能力や体型の評価が県内上位の母牛の雌子牛（以下「優良雌子牛」という。）を県内に保留し、購買者ニーズに応える子牛を増産することで子牛市場価格の向上および繁殖素牛としての評価向上を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 市町村
- 2 農業協同組合
- 3 その他和牛改良組合等、知事が適当であると認めた団体

第3 優良雌子牛保留の実施基準

事業実施主体は、以下の要件を満たす者に対して、予算の範囲内で資金を交付する。

- 1 優良雌子牛の保留又は導入に関する要件は次に掲げるものとし、（1）に加えて（2）から（6）のいずれかを満たすこと。なお、（2）の要件については、当該優良雌子牛の母牛の育種価またはゲノム育種価とし、ゲノム育種価の場合、（2）の要件については、「県内」を「一般社団法人家畜改良事業団」と読み替えるものとする。

- （1）導入または保留時に満24か月齢未満の雌牛であること。
- （2）歩留・脂肪交雑・MUFA 育種価が県内上位1/4以上の繁殖牛の雌産子であること。
- （3）登録点数が84点以上の繁殖牛の雌産子であること。
- （4）種畜共進会で上位3席以内に入賞した雌牛の雌産子であること。
- （5）枝肉共励会で上位3席以内に入賞した牛の母牛の雌産子であること。
- （6）全国和牛能力共進会出品を目指すための雌子牛であること。

- 2 所有者又は管理者

優良雌子牛の所有者又は管理者は、農家及び農業協同組合等であって、次に掲げるすべての要件に適合するものでなければならない。

- （1）優秀な繁殖雌牛の導入又は保留を積極的にすすめ、肉用牛改良基盤を強化し、その振興を図るものであること。
- （2）管理者が所有者と異なる場合、農業協同組合等は、管理者に対し、肉用牛の飼養管理技術、経営に関する指導を継続して行うことができること。
- （3）所有者又は管理者は、優良雌子牛を飼養開始後5年に達するまで善良な飼育管理を行うこと。
- （4）所有者又は管理者が当該優良雌子牛を飼養開始後5年に達するまでに、飼育管理を中止する場合は、交付を受けた優良雌子牛保留に係る補助金相当額を事業実施主体に返還すること。

さらに、事業実施主体は、返還された補助金相当額を県に返還するものとする。

ただし、次の場合を除く。

- ①所有者又は管理者がやむを得ない事情により、所有者又は管理者を変更する場合
- ②善良な飼育管理を行ったにもかかわらず、当該優良雌子牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他の事故があった場合

また、返還すべき金額は、優良雌子牛1頭あたり次の算式により算出した額とする。

$$A = 250 \text{ 千円} \times (5 - B) / 5$$

A：事業実施主体に返還すべき金額

B：優良雌子牛の飼養開始後年数

なお、所有者又は管理者は、当該優良雌子牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他重要な事故があったときは、遅滞なくその状況を事業実施主体を経由して知事に報告しなければならない。

- (5) 所有者が農業協同組合等であって、管理者が所有者と異なる場合、農業協同組合等は管理者と貸付契約を締結するものとする。
- (6) 本事業を利用して優良雌子牛の増頭又は更新が可能な所有者又は管理者の飼養規模は、繁殖牛が5頭以上200頭未満の農場とする。
- (7) 所有者又は管理者は、国際水準 GAP・美味しまね認証に係る取組の推進を図るため、「美味しまね認証の考え方に基づく「繁殖牛」の生産工程管理事項について（通知）」（令和元年7月1日付け畜第292号）に基づき実施すること。

第4 事業の実施手続き

1 優良雌子牛保留計画

事業実施主体は、交付要綱第3の規定に基づき、優良雌子牛保留計画書（別記様式第1号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

2 優良雌子牛保留計画の変更

事業実施主体は、優良雌子牛保留計画書に記載された事項のうち、助成対象頭数を変更しようとする場合は、交付要綱第4の規定に基づき、優良雌子牛保留変更計画書（別記様式第2号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第5 事業実績等の報告

事業実施主体は、交付要綱第7の規定に基づき、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、優良雌子牛保留実績報告書（別記様式第3号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第6 飼育管理状況の報告

1 繁殖状況調査表の提出

所有者又は管理者は、当該優良雌子牛を導入又は保留した年度の翌年度から5年間、優良雌子牛繁殖状況調査表（別記様式第4号）を事業実施主体に提出しなければならない。また、提出期限は、4月末日とする。

2 飼育管理状況の報告

事業実施主体は、1により提出された繁殖状況調査表を取りまとめ、優良雌子牛飼育管理状況報告書（別記様式第5号）により、毎年度5月末日までに隠岐支庁農林水産局又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第7 県の助成

県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費（事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費。ただし、所有者が農業協同組合等である場合は、農業協同組合等が管理者と貸付契約を締結し、管理者へ補助する場合に限って対象とする。）について予算の範囲内において補助するものとする。

第8 その他

この実施基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この実施基準は、令和6年4月1日から実施する。

別記様式第1号

優良雌子牛保留計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

住所
市町村長又は農業協同組合長等名

このことについて事業を実施したいので、しまね和牛生産振興事業優良雌子牛保留臨時対策補助金交付要綱第3の規定に基づき申請します。

1. 事業目的

2. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 優良雌子牛保留等整備計画

(単位：頭、千円)

繁殖雌牛 飼養頭数 (現況)	優良雌子牛保留等整備計画	
	計画	
	補助対象頭数	補助金額

別記様式第2号

優良雌子牛保留変更計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

住所
市町村長又は農業協同組合長等名

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇〇号で承認通知のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、しまね和牛生産振興事業優良雌子牛保留対策補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

1. 変更理由

2. 事業目的

3. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 優良雌子牛保留等整備計画

(単位：頭、千円)

繁殖雌牛 飼養頭数 (現況)	優良雌子牛保留等整備計画	
	計画	
	補助対象頭数	補助金額

別記様式第3号

優良雌子牛保留実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事様

住所
市町村長又は農業協同組合長等名

このことについて事業の実施結果を、しまね和牛生産振興事業優良雌子牛保留対策補助金交付要綱第7の規定に基づき報告します。

1 優良雌子牛保留実績

(単位：頭、千円)

補助対象頭数	補助金額

2 対象牛一覧表

※別記様式第6号を添付すること。

別記様式第4号

令和〇〇年度優良雌子牛繁殖状況調査表

市 町 村 長 又は 農業協同組合長等 様

所有者（管理者）住 所
氏 名

優良雌子牛保留対策実施基準第6の1の規定に基づき、令和〇〇年度における繁殖状況を報告します。

記

1 優良雌子牛

名 号	生年月日	登録番号	個体識別番号

(1)繁殖成績の記録

産 次	初産	2産	3産	〇産
分娩年月日				
産 子	性 別			
	登録番号			
	個体識別番号			
	販売年月日			

年月日	管理の記録（疾病、事故等、獣医師の受診）

令和〇〇年度優良雌子牛飼育管理状況報告書

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
市町村長又は農業協同組合長等名

優良雌子牛保留対策実施基準第6の2の規定に基づき、令和〇〇年度における飼育管理状況等を報告
します。

記

1 優良雌子牛飼養管理状況

令和〇〇年3月31日現在

所有者又は 管理者氏名	雌牛名号	登録番号	個体識別番号	繁 殖 状 況				事 故 の 概 要			
				最終分娩年月 日	産次	性別	最終授精 年月日	種 類	原 因	年 月 日	処 理

※別記様式第4号の写しを添付すること

(参考資料)

美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理【品目：繁殖牛(非認証産品)】セルフチェック票

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業者自らが行き、取組状況に応じて該当欄にレ印か○印を付します。
- ③ 不適合の項目がある場合は、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ④ 作成したセルフチェック票は、次回の点検まで保存します。

項目	管理すべきポイント		点検チェック			
			適合	不適合	該当外	
1.経営の基本	1.1.農場管理の見える化	1.1.1	適用範囲			
		1.1.2	施設等の地図			
	1.2.経営者の責任	1.2.1	責任および権限			
	1.3.計画および実績評価	1.3.1	作業記録			
	1.4.飼養衛生に関する管理	1.4.1	飼養衛生管理基準の遵守			
		1.4.2	家畜伝染病が発生した場合の対応			
		1.4.3	管理獣医師等の健康管理指導			
	1.5.放牧の管理	1.5.1	放牧			
	1.6.生産工程におけるリスク管理	1.6.1	作業工程の危害要因分析とリスク評価			
		1.6.2	飼養衛生管理基準等の遵守			
1.7.アニマルウェルフェア	1.7.1	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応				
1.8.個体識別とトレーサビリティ	1.8.1	個体の識別				
	1.8.2	導回家畜の受入れ				
2.経営資源の管理	2.1.責任者および教育訓練	2.1.1	訪問者に対する注意喚起			
	2.2.作業員および入場者の衛生管理	2.2.1	手洗い設備			
	2.3.労働安全管理および事故発生時の対応	2.3.1	作業員の労働安全			
		2.3.2	危険な作業に従事する作業員			
		2.3.3	労働事故発生時の対応手順			
		2.3.4	事故への備え			
		2.3.5	労働災害に関する備え(強制加入)			
	2.4.動物用医薬品等の管理	2.4.1	動物用医薬品の使用			
		2.4.2	抗菌性物質の慎重使用			
		2.4.3	抗菌性物質等薬物の残留管理			
		2.4.4	ワクチン接種			
		2.4.5	動物用医薬品の保管			
	2.5.施設の管理	2.5.1	家畜排せつ物の管理施設 ※飼養規模が、牛10頭未満の農場は、該当外			
2.6.機械・設備、運搬車両、掃除道具等の管理	2.6.1	機械・設備および運搬車両の点検・整備・清掃・保管				
	2.6.2	掃除道具および洗浄剤・消毒剤の管理				
	2.6.3	機械・設備の安全な使用				

項目	管理すべきポイント		点検チェック			
			適合	不適合	該当外	
2.7.エネルギー等の管理、地球温暖化防止 2.8.廃棄物等の管理および資源の有効利用 2.9.周辺環境への配慮および地域社会との共生	2.7.1	燃料の保管管理				
	2.7.2	温室効果ガス(CO ₂)の発生抑制および省エネルギーの努力				
	2.8.1	廃棄物等の保管・処理				
	2.8.2	整理・整頓・清掃				
	2.8.3	廃水の管理				
	2.8.4	資源の有効利用				
	2.9.1	周辺環境への配慮				
	2.9.2	地域内の循環を考慮した農業の実践				
3.生産資材等の管理	3.1.精液・受精卵・素畜の管理	3.1.1	調達の記録			
		3.1.2	交配・出産の管理			
	3.2.飼料の管理	3.2.1	飼料の調達			
		3.2.2	飼料の保管			
	3.3.敷料の管理	3.3.1	敷料の調達			
		3.3.2	敷料の交換			
4.自給飼料生産工程の専用項目	4.1.農薬・肥料等の管理	4.1.1	農薬の管理 ※農薬を使用していない場合は、該当外			
		4.1.2	肥料等の管理			
※自給飼料生産がない場合は、該当外	4.2.環境保全を主とする取組	4.2.1	農薬による環境負荷の低減対策 ※農薬を使用していない場合は、該当外			
		4.2.2	肥料等による環境負荷の低減対策			
	4.3.飼料生産工程の情報管理	4.3.1	情報の記録・保管			

【不適合の項目がある場合の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者